

# ごみ裁判で大阪高裁で逆転勝訴！

石井久義 宮坂満貴子

## 経緯

わがまち川西市の廃棄物処理委託業務で不正が行われているとの情報を得て、私達が調査を始めたのが平成 20 年のはじめだった。調査により川西市では 2 社と違法な随意契約を結んでいることを明らかにした。S 社とは「不燃性廃棄物資源化選別・積込運搬業務」の契約を締結し、処理困難物を尼崎の処理業者まで運搬させているが、①業者は 4 t 車に平均 194 k g しか積載せず、1 車単位契約を利用して車台数を稼いでいること、②他市町ではこの種の委託業務は存在せず、その自治体の自己施設で処理を行っていることを明らかにした。

もう一方のK社とは「不燃性廃棄物（粉碎鉄屑）運搬資源化業務」の随意契約を締結しているが、これも少量積載して車台数を稼ぎ不当利益を得ていることなどを明らかにした。

この事実をもって川西市美化推進部に本件両業務を止めるよう申し入れたが、市は「契約は適法である」として業務を継続した。同年 7 月に住民監査請求したが、契約に違法性は無いと棄却された。しかし、監査委員は、これら業者による目に余る非効率な少量積載を解消させるべく、積込方法や積載時期等を改善するように市長に対し是正勧告した。同年 9 月、私達はこの監査結果を不服とし、**神戸地裁に提訴**した。

22 年 2 月、一審判決は、S 興業との契約に関しては「本契約は違法で無効」と判断したにも拘わらず損害額を確定していないという理由で損害賠償請求は棄却された。私達はこれを不服として、**高裁に控訴**した。23 年 10 月の高裁判決は一審判決と同様、本契約は「違法、無効」と判断したが一審では認められなかった「川西市は市長に、無効な委託契約に基づいて支払った委託料全額 6312 万 5,000 円を請求せよ」との追加判決があり逆転勝訴を得た。ところが一方のK社との契約に関しては契約内容は違法とはいえないとされた。市は最高裁に上告し、「契約の適法性を証明する」と言っている。

## 論点の発展

監査請求時点や一審提訴時では、損害賠償請求をする場合、杜撰な契約内容により業者が不正を働いたことを証明すると、契約金額のうちいくら損害が発生しているかについては、監査委員会や裁判所が決めてくれるだろうと思っていた。それで、その違法な契約により発生した損害額をきちんと算定せず、単に全契約金額が損害額になるという“どんぶり勘定”しかしていなかった。

その結果、S 興業との契約に関して、一審判決では、①処理施設を持たない運搬業者に廃棄物の処理までも委託し、業者はこれを他市の産廃業者に処理させ、廃棄物処理法に違反して再委託を行っていること、②川西市の一般廃棄物を他市町施設まで運搬し処理を行っているにもかかわらず、処理業者所在地の自治体への通知を行っていないこと、③処理業者は一般廃棄物処理許可を持たない産廃業者であるにも拘わらず一般廃棄物の処理を委託したことなど、川西市とS興業は複数の廃棄物処理法違反行為をしていることが認められ、契約は無効と判定されたが、肝心のいくら損害が発生したのかについては全く証明していなかったため、損害が発生したか否かは不明であるとして棄却されてしまったのである。

その要因は、一審では代理人に依頼せず市民による本人訴訟を行い、準備書面等も全て、裁判に素人の市民である私達を書いたところにあると気づいたので、二審では市民活動に理解のある優秀な弁護士に格安で代理人になってもらい代理人訴訟とした。

二審では、一審で認定された契約の違法性と無効性の立証に注力する必要はないので、損害額がいくらなのか？を立証することに力を入れた。ところが最初の頃は、住民訴訟という法的な「財務会計行為」

とは具体的にどのような行為を指すのかを知らなかったので、試行錯誤を重ねながら損害額を算定することにした。

監査請求・住民訴訟で問題に出来るのは、川西市が行った違法行為全てではなく、金銭的損害に結びつく違法行為に限られていることは知っていたが、具体的にどのような違法行為が法的な「財務会計行為」に該当するのかを知らなかったのである。例えば、金銭的違法行為であっても、国からの補助金をごまかしてもらった「財務会計行為」は川西市がトクをするので訴えられない。損をさせる「財務会計行為」でもたくさんあり、①契約を結ぶ行為、②契約金額を算定して確定する行為、③現実に例えば月末に毎月支払う行為、④契約を結ぶ際書類を書き間違える行為等々の一連の具体的な行為全てが「損害を与える財務会計行為」になる。従って、これらの諸行為の内どの行為に因り損害が発生したのかを証明できないと“証明不十分！”として棄却されてしまうことになる。

### 勝訴の理由として考えられること

それで二審では、①～④の具体的財務会計行為の内、②の金額算定行為の間違いにより多額の損害が発生していることを詳細に証明することにした。川西市は、業者と契約する際、積載重量あたり単価でなく、車両一台あたり単価で契約したため、二業者とも少量積載して台数稼ぎをして発生させた損害が最も大きかったため、これらに因る損害額がS興業で約5800万円、K社で約1100万円、合計で6900万円の損害になることを立証した。この立証に役立ったのは情報公開制度で、これにより川西市と二業者の契約行為だけでなく、日々の業務行為の杜撰さを詳細に証明できた。これが勝訴の主因であるが、適正な契約単価はいくらなのか？に関する基礎知識を学習しないと、損害額は立証しづらいことを知った。

これだけ労力をかけて②の損害額を立証したのだが、判決は②の妥当性には触れることなく、S興業に対しては①の契約行為が違法かつ無効であると認定して、私達が証明した5800万円以上の6312万円の損害が発生したと認定してくれた。

一方、K社についてもやはり②の算定行為の違法性については全く触れず、契約行為は適法であるから川西市は支払わざるを得ない。その一連の支払行為の内『支出負担行為、支出命令、支出自体は適法だから、控訴人には訴える理由がない』として訴えを却下した。ただ、何故か、私達が主張もしていない競争入札と随意契約との差額の約30万円は損害と見積もることができるとして、K社の契約により発生した損害は約30万円と認定して、損害合計は約6342万円としたのである。

即ち、二審判決は、川西市が少量積載を見逃し続けることにより発生した巨額の損害の違法性については判断することを避けてしまったのである。残念ではあったが、裁判所の立場に立つと、私達が少量積載量を正確に証明しているとは認定しがたかったのかもしれない。

扱われたのは、廃自転車、ブラインド、傘の骨等々の大きささまざまな不燃粗大ごみであり、隙間なく積むことができがたいため「見かけ比重」は一台毎に大きな差があるから、後に残された積載状況を示す写真や、積載重量値からだけでは一台毎の適正運搬重量を求めることはできず、大まかな概算値しか求めることができなかった。損害額は、この適正運搬重量と現実の運搬重量の差に適正な契約単価を掛けると求まるが、この主要二数字の計算値が信用されなかったのであろうと思われる。通例の宅急便等の運搬契約と違い、廃棄物では一台毎に適正な運搬単価を決めないと損害額が確定できないという大きな矛盾が内包されているのである。

以上